

(2) 採用選考の実施状況

① 障害者を対象とした採用選考の実施状況

ア 実施日

種 類	1 次試験日	2 次試験日	3 次試験日	最終合格 発 表 日
障害者選考	9月25日	10月24日, 25日	—	11月14日

イ 試験の実施状況

種 類	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格 者数D (人)	競争倍率 B/D (倍)
障害者選考	4	23	17	73.9	10	3	5.7

② その他の選考試験の実施状況

職 種	採用予定 人員	受験者数	合格者数	採用者数
獣医師（衛生）（1回目）	5	2	1	0
獣医師（衛生）（2回目）	3	1	0	—
獣医師（衛生）（3回目）	5	0	—	—
獣医師（農政）（1回目）	5	2	2	2
獣医師（農政）（2回目）	3	1	1	0
獣医師（農政）（3回目）	2	1	1	1
行政（デジタルⅠ）（1回目）	1	1	0	—
行政（デジタルⅠ）（2回目）	1	3	2	1
行政（デジタルⅡ）（1回目）	1	2	0	—
行政（デジタルⅡ）（2回目）	1	2	1	1
職業訓練職（機械）（1回目）	1	0	—	—
職業訓練職（機械）（2回目）	1	0	—	—
消防職	1	1	1	1
火山防災職	1	1	1	1
研究（化学）自然環境	1	2	1	1
研究（化学）火山防災1	1	2	1	1
研究（化学）火山防災2	1	3	1	1
警察職員（情報処理技術者）	1	0	—	—
警察職員（航空整備士）	1	2	1	1
警察官（サイバー犯罪捜査官）	1	0	—	—

③ その他の採用選考の実施状況

職	一 般 職 員					警 察 官		
	部局	知 事	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計	警 察 本 部	
部長及びその相当職	2	0	0	0	0	2	警 視	6
課長及びその相当職	1	0	0	0	0	1	警 部	1
課長補佐及びその相当職	3	12	0	0	0	15	警部補	2
係長及びその相当職	0	9	0	0	0	9	巡査部長	2
上記以外	4	6	0	0	0	10	巡査等	0
合 計	10	27	0	0	0	37	合 計	11

## (3) 任期付職員

## ① 任期付研究員（若手育成型）

任命権者	所属	職名	任期	備考
知事	富士山科学研究所 火山防災研究センター	研究員	令和5年4月1日 ～令和9年3月31日	採用
知事	富士山科学研究所 火山防災研究センター	研究員	令和5年4月1日 ～令和9年3月31日	採用
知事	富士山科学研究所 研究部自然環境科	研究員	令和4年10月1日 ～令和9年3月31日	採用

## ② 一般任期付職員

任命権者	所属	職名	任期	備考
知事	総務部 情報政策課	情報システム専門監	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	更新
知事	産業労働部 峡南高等技術専門校	副主幹	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	更新

## (4) 職員の昇任

## ① 競争試験による昇任

試験区分	予備試験		第1次試験		第2次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部（一般）			207	27	26	16
警部（専門）			7	3	3	1
警部補（一般）	218	102	137	42	42	26
警部補（専門）			7	3	3	1
巡査部長（一般）	365	118	142	55	55	43
巡査部長（専門）			21	5	5	2

## ② 選考による昇任

職	一般職員					警察官	
	部局	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	警察本部
部長及びその相当職		23	3	2	3	31	警視 11
課長及びその相当職		48	10	1	5	64	警部 10
課長補佐及びその相当職		97	19	3	4	123	警部補 9
係長及びその相当職		52	5	2	6	65	巡査部長 1
上記以外		187	31	15	9	242	巡査等 0
合計		407	68	23	27	525	合計 31

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和4年10月18日、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は次のとおりである。

## (1) 職員の給与に関する報告

## ① 職員給与と民間給与の比較

## ア 月例給（令和4年4月分）

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B) [(A-B)/B×100]
373,237 円	372,440 円	797 円 [0.21%]

## イ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- ・ 職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数と令和3年8月から令和4年7月までの1年間に民間従業員に支給された特別給の支給割合を比較

民間の支給割合(A)	職員の支給月数(B)	差(A-B)
4.40 月分	4.30 月分	0.10 月分

## ウ 給与改定について

## (ア) 月例給

- ・ 国と同様、職員給与が民間給与を下回っており、民間給与との均衡を図るため、人事院勧告に準じた給料表にする必要がある。

## (イ) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るとともに、国家公務員の支給月数を考慮し引上げ
- ・ 年間支給月数 4.30 月分 → 4.40 月分 (0.10 月分)
- ・ 民間の支給状況等を考慮し、引上げ分は、勤勉手当に配分

## ② その他の給与上の課題

- ・ 本年の人事院の報告において、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて人材の確保や勤務環境の整備などの取組を進める中で、給与制度についても、課題に対応できるようアップデートを図っていく必要があると言及していることから、国や他の都道府県の動向に留意しつつ、適切に対応することが必要である。

## ③ 給与勧告実施の要請

- ・ 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものであり、議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請

## (2) 勧告

## ① 実施時期

## ア 月例給（給料表）

令和4年4月1日

## イ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

令和4年12月1日（令和5年度以降は、令和5年4月1日）

## ② 勧告内容

## ア 給料表

- ・ 人事院勧告における国家公務員の俸給表の改定に準じて給料表を改定
- ・ 初任給及び若年層の給料月額を引上げ

## イ 期末手当及び勤勉手当

- ・ 一般職員

		6 月期	12 月期
令和4年度	期末手当	1.2 月	1.2 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月→1.05 月
	(特定幹部職員) 期末手当	1 月	1 月
	勤勉手当	1.15 月	1.15 月→1.25 月
令和5年度以降	期末手当	1.2 月	1.2 月
	勤勉手当	1 月	1 月

(特定幹部職員) 期末手当 勤勉手当	1月 1.2月	1月 1.2月
-----------------------	------------	------------

・ 再任用職員

		6月期	12月期
令和4年度	期末手当	0.675月	0.675月
	勤勉手当	0.45月	0.45月→0.5月
	(特定幹部職員) 期末手当	0.575月	0.575月
	勤勉手当	0.55月	0.55月→0.6月
令和5年度以降	期末手当	0.675月	0.675月
	勤勉手当	0.475月	0.475月
	(特定幹部職員) 期末手当	0.575月	0.575月
	勤勉手当	0.575月	0.575月

・ 任期付研究員及び特定任期付職員

		6月期	12月期
令和4年度	期末手当	1.625月	1.625月→1.675月
令和5年度以降	期末手当	1.65月	1.65月

(3) 公務運営に関する報告

- ① 有為な人材の確保・育成
- ② 能力・実績に基づく人事管理
- ③ 働き方改革と勤務環境の整備
  - ア 長時間労働の是正
  - イ 仕事と家庭の両立支援
  - ウ 年次有給休暇の取得促進
  - エ メンタルヘルス対策
  - オ ハラスメント防止対策
- ④ 服務規律の確保
- ⑤ 定年の引上げに係る対応

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区分	係属件数			処 理 件 数					翌年度 への 繰越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰越	新 規 要 求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判定	計 (B)	
給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

## 4 不利益処分に関する審査請求の状況

## (1) 係属状況

区分	係属件数			処理件数					翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新要求	計(A)	却下	取下げ	打切り	判定	計(B)		
分限処分	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	懲戒免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（航空重力測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和五年四月一日から令和五年七月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字萩塚千十二番一の一部並びに字見通下千二十五番一の一部及び千二十七番一の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 副社長執行役員 権田与志広

## 企業局

### 山梨県企業局管理規程第五号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年九月二十八日

山梨県公営企業管理者 村 松 稔

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第三項中「二通を調製し、一通は」を「を調製し、」に、「引き継ぎ、他の一通は」を「引き継ぐとともに、その写しを」に改める。

第三十五条第二項に次の一号を加える。

十六 動力費

第二十九号様式を次のように改める。

第29号様式 (第26条の2関係)

山梨県企業局 年度

事業会計

登録番号 ↑

納入通知書・領収書

下記金額を納入してください

納入期限 年 月 日

納入場所 山梨中央銀行本店・支店

年 月 日

山梨県公営企業管理者

款	
項	
目	
節	

会計	
所属	
内容	
住所	
氏名	様
金額	円
	(うち消費税及び地方消費税相当額)
	税率 %

上記の金額を領収しました。

領 収 印	

山梨県企業局 年度

事業会計

登録番号 ↑

領収済通知書

款	
項	
目	
節	

会計	
所属	
内容	
住所	
氏名	様
金額	円
	税率 %

上記の金額を領収しましたのでご通知します。

領 収 印	

山梨県企業局企業出納員 殿

山梨県企業局 年度

事業会計

登録番号 ↑

金融機関控

款	
項	
目	
節	

会計	
所属	
内容	
住所	
氏名	様
金額	円
	税率 %

領 収 印	

別表「電気事業会計勘定科目表」の「収益」の表中、「不要品売却収益」不要品の

売却代金」を

入居料

管理負担金

堆積土払下益

に改める。

附則

この規程は、令和五年十月一日から施行する。

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条  
第一項、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和五年九月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
いしかわ一郎後援会	石河一郎	石河一郎	韮崎市穴山町四八七九	令和五年八月十二日	令和五年八月十四日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党山梨県看護連盟支部	土屋 一女	土屋 一女		令和五年六月十七日	令和五年九月八日
旧	参政党山梨県支部連合会	小倉 千秋	山本眞理子		令和五年九月十日	令和五年九月十四日
新	金井洋介を支援する会	土屋 雅五	河西理映子		令和五年七月一日	令和五年八月二十九日

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
藤本みのる後援会		神宮司正人後援会		山梨県看護連盟		山口かおる後援会	
築山俊夫	水越勝美					山口憲治	平本貢
水越勝美	佐藤寛治	岩間今朝平	花田重男	興石たけみ	土屋一女		
日	令和五年四月一日	日	令和五年九月六日	七日	令和五年六月十日	日	令和五年九月一日
五日	令和五年九月十日	一日	令和五年九月十日	日	令和五年九月八日	日	令和五年九月一日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
よしろう会	堀内義郎	山本眞理子	南都留郡忍野村内野一三三七	令和五年八月三十一日	令和五年九月八日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
石河一郎	市議会議員	いしかわ一郎後援会	韮崎市穴山町四八七九	石河一郎	令和五年八月二十二日	令和五年八月二十四日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
堀内義郎	村議会議員	よしろう会	南都留郡忍野村内野一三三七	堀内義郎	令和五年八月三十一日	令和五年九月八日

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番